

いわき市健康増進研修施設使用申請時における確認事項

次の禁止事項及び注意事項を確認したうえで、申請をしてください。

【 禁 止 事 項 】

- 公の秩序または、善良な風俗を害するおそれがある行為。
- 施設、設備、備品等を損傷または滅失するおそれがある行為。
- 専ら営利を目的とする行為。（物品の販売及び説明会、企業等の宣伝及び営業行為、その他これらに類似すると市が認める行為。）
- 当施設使用権の第三者への譲渡・転貸行為。
- 危険物、動物（盲導犬・介助犬・聴導犬を除く）の持込行為。
- 暴力団等反社会的活動を目的とする行為。
- 上記に掲げる行為のほか、施設管理上支障があると市が認める行為。

【 注 意 事 項 】

- 総合保健福祉センター敷地内は全面禁煙となります。参加者へ必ず事前にその旨の周知をお願いします。（平成29年4月1日使用分から）
- 総合保健福祉センター利用者の駐車場はセンター北側の市民駐車場のみとなり、台数に限りがありますので、参加者へ公共交通機関の利用や相乗りの呼びかけをお願いします。（満車の場合の代替駐車場はありませんので、必要な場合は申請者（団体）で用意してください。）
- 当施設の使用許可は、原則、ホールのみとなっており、エントランス等のホール以外のスペースを使用する場合は申請前に相談してください。
- 申請いただく使用時間は、準備・後片付けの時間を含みます。また、使用終了後は、机・椅子等の原状復帰をお願いします。
- プロジェクター等の設備の操作は、担当警備員の説明があるまでは行わないでください。
- 当施設は完全防音ではありませんので、マイクや音楽等の音量は、他の来館者の迷惑にならない程度をお願いします。
- 事務機器、備品等を持ち込む場合は、申請前に相談してください。
- 当施設への飲食物の持込は、原則、禁止となっております。
- 施設利用に伴い発生したごみは責任をもってお持ち帰りください。
- 退室の際には、忘れ物等の確認をお願いします。また、忘れ物があった場合は、施設使用者が責任をもって持ち主への連絡及び受け渡しをお願いします。
- 施設内の設備、備品等を損傷または滅失した場合は、原状回復をしていただきます。
- 予約日時等を変更しようとする際は、再度、申請していただき、改めて使用料を納めていただくこととなります。なお、既に納入いただいた使用料については、返還できませんので御了承ください。
- 当施設の禁止事項または注意事項を遵守しない場合は、使用許可の取り消しをします。
- 禁止・注意事項の違反による使用許可の取り消し・使用停止、または災害その他緊急事態の発生による使用不能により損害が生じたときは、市は責任を負いません。
- 使用目的など申請書の内容及び申請時の質問に対し、虚偽の申告をした申請者（団体）については、これ以後の使用について許可いたしません。

私は、上記の事項について確認しました。

申請日 年 月 日

使用団体等の名称

確認者 氏名

市受付者